契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結 した日 (更新日)	契約の相手方の商号又は名称及び住所 (再委託先等名)	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の 区分	公益法人の区分 国所管、 都道府県 所管の区分	京札・ 応募者数	備 考
•特定運用信託契約	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/7/11	ステート・ストリート信託銀行(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1	本件については、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に 基づいて行う自家運用に係る信託契約であり、事務処理の安定性、継続性 の観点を勘案して委託先を選定すべきものであり、競争入札による選定には 適さない。	運用資産額が決定していない ことから、設定していない。	_	_	_	_	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定

		契約を締結	契約の相手方の商号又は名称及び住所					再就職の 役員の数	公	:益法人の区分	分		
契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	した日 (更新日)	(再委託先等名)	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	(人)	公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数	備考	
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (国内債券パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田柴治 東京都港区虎/門1-23-1	2023/6/7	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 アセットマネジメントOne(株) 東京都千代田区丸の内1-8-2	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ運定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定	
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (国内債券パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田柴治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/6/7	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 りそなアセットマネジメント(株) 東京都江東区木場1-5-65	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に 関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運 用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合 評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き 運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新 条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定	
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (国内債券パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/6/7	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 りそなアセットマネジメント(株) 東京都江東区木場1-5-65	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ運定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定	
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (国内債券パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/6/7	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 三菱UFJ信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内1-4-5	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ運定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定	
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (国内債券アクティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎/門1-23-1	2023/6/7	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 アムンディ・ジャパン(株) 東京都港区東新橋1-9-2	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正公評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ運定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定	
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (国内債券アクティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎/門1-23-1	2023/6/7	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 日興アセットマネジメント(株) 東京都港区赤坂9-7-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定	
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (国内債券アクティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/6/7	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 野村アセットマネジメント(株) 東京都江東区豊洲2-2-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定	
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (国内債券アクティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎/門1-23-1	2023/6/7	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 三井住友DSアセットマネジメント(株) 東京都港区虎ノ門1-17-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定	
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (国内債券アクティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎/門1-23-1	2023/6/7	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ニッセイアセットマネジメント(株) 東京都千代田区丸の内1-6-6	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に 関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正公評価を経て、さらに運 用受託機関構成を考慮のうえ遷定に至ったものである。以降毎年度総合 評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き 運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新 条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定	
・特定運用信託契約 ・投資ー任契約 (外国株式パッジブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/6/16	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ブラックロック・ジャバン(株) 東京都千代田区丸の内1-8-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定	

		契約を締結	契約の相手方の商号又は名称及び住所					再就職の 役員の数	4	公益法人の区分	}	
契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	した日 (更新日)	突約の相手方の間が天は名称及の住所 (再委託先等名)	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	(人)	公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数	備考
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式アクティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/6/22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 アセットマネジメントOne(株) 東京都千代田区丸の内1-8-2 (オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシー)	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優和運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式アクティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/6/22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント(株) 東京都港区赤坂2-11-7 (ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー)	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に 関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運 用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合 評価を行い、運用能力に優和運用受託機関構成の維持のため引き続き 運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新 条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定
・特定運用信託契約 (外国株式パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/6/22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優和運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	ı	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定
•特定運用信託契約	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/6/27	ステート・ストリート信託銀行(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1	本件については、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づいて行う自家運用に係る信託契約であり、事務処理の安定性、維 続性の観点を勘案して委託先を選定すべきものであり、競争入札による選 定には適さない。	運用資産額が決定していな いことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額 は、支払金額に ついて別途公表 予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国債券ハッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/6/28	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ブラックロック・ジャパン(株) 東京都千代田区丸の内1-8-3 (ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク等)	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に 関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運 用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合 評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き 運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新 条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国債券パッジブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/6/28	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ブラックロック・ジャパン(株) 東京都千代田区丸の内1-8-3 (ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク等)	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に 関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運 用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合 評価を行い、運用能力に優化運用受託機関構成の維持のため引き続き 運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新 条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額について 別途公表予定

		契約を締結	却仍不相子十个在日刊是在40万元的					再就職の 役員の数	2	益法人の区	分	
契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	した日 (更新日)	契約の相手方の商号又は名称及び住所 (再委託先等名)	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	(人)	公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数	備考
- 特定運用信託契約 - 投資一任契約 (外国債券パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/5/16	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 野村アセットマネジメント(株) 東京都江東区豊洲2-2-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用 に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに 運用受託機関構成さ考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度 総合評価を行い、運用能力に優れ返用受託機関構成の維持のため引き 続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における 更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
•特定運用信託契約	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/5/24	ステート・ストリート信託銀行(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1	本件については、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針 に基づいて行う自家運用に係る信託契約であり、事務処理の安定性、継 総性の観点を勘案して委託先を選定すべきものであり、競争入札による 選定には適きない。	運用資産額が決定していな いことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国債券パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/5/31	ステート・ストリート信託銀行(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1 りそなアセットマネジメント(株) 東京都江東区木場1-5-65	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用 に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに 運用受託機関構成さ考慮のうえ適定に至ったものである。以降毎年度 総合評価を行い、運用能力に優加速用受託機関構成の維持のかより言 総き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における 更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
- 特定運用信託契約 - 投資一任契約 (外国債券パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/5/31	ステート・ストリート信託銀行(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1 りそなアセットマネジメント(株) 東京都江東区木場1-5-65	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用 に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに 運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度 総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き 総き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における 更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
- 特定運用信託契約 - 投資一任契約 (外国債券パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/5/31	ステート・ストリート信託銀行(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1 りそなアセットマネジメント(株) 東京都江東区木場1-5-65	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用 に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに 運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度 総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き 総き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における 更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国債券パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/5/31	ステート・ストリート信託銀行(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1 りそなアセットマネジメント(株) 東京都江東区木場1-5-65	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用 に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに 運用受託機関構成さ考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度 総合評価を行い、運用能力に優加速用受託機関構成の維持のかより目 総き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における 更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
- 特定運用信託契約 - 投資 - 任契約 (外国債券パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/5/31	ステート・ストリート信託銀行(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1 りそなアセットマネジメント(株) 東京都江東区木場1-5-65	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用 に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに 連用受託機関構成を考慮のうえ適定に至ったものである。以降毎年度 捨合評価を行い、運用能力に優か選用受託機関構成の維持のため引き 続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における 更新条項により契約を継続したものである。	産額が決定していないことか ・ 記字していないことか	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定

		契約を締結	契約の相手方の商号又は名称及び住所					再就職の 役員の数	分	公益法人の区分	<u>ने</u>	
契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	した日 (更新日)	(再委託先等名)	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	(人)	公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札• 応募者数	備 考
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ブラックロック・ジャパン(株) 東京都千代田区丸の内1-8-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 三井住友トラスト・アセットマネジメント(株) 東京都港区芝公園1-1-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	_	_	_	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	_	_	-	_	-	_	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約(外国株式パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	連用文配域関してが連用貝	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約(外国株式パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・投資一任契約(外国株式アクティフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	三菱UFJ信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内1-4-5 (ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド)	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	_	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (国内株式アクティフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 フィデリティ投信(株) 東京都港区六本木7-7-7	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約・投資一任契約(国内株式アクティフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 アセットマネジメントOne(株) 東京都千代田区丸の内1-8-2	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	_	_	-	-	-	_	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (国内債券アクティフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ピムコジャパンリミテッド 東京都港区虎ノ門4-1-28 (パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエル シー等)	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (国内債券アクティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 PGIMジャパン(株) 東京都千代田区永田町2-13-10	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-		契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定

han ex	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結	大利の作子力の何方又は石が及び住別 (百禾紅生竺夕)	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格(円)			再就職の 役員の数	公	:益法人の区分	``	
契約の名称又は内容		した日 (更新日)				契約金額(円)	落札率	(人)	公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札• 応募者数	備 考
・投資一任契約 (外国債券アクティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	ピムコ ジャパン リミテッド 東京都港区虎ノ門4-1-28 (パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエル シー等)	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	_	_	_	_	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・投資一任契約 (外国債券アクティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	SOMPOアセットマネジメント(株) 東京都中央区日本橋2-2-16 (コルチェスター・グローバル・インベスターズ・リミテッド)	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	_	-	_	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・投資一任契約 (外国債券アクティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	フィデリティ投信(株) 東京都港区六本木7-7-7 (フィデリティ・インスティテューショナル・アセット・マネジメント (FIAM))	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・投資一任契約(外国債券アクティフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	アッシュモアジャパン(株) 東京都千代田区丸の内1-5-1 (アッシュモア・インベストメント・マネジメント・リミテッド)	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	対域のは、対域の 一方に マンス・マンス・マンス・	-	-	-	-	-	_	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・投資一任契約(外国債券アクティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/1	PGIMジャパン(株) 東京都千代田区永田町2-13-10 (PGIMインク等)	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	_	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/13	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ブラックロック・ジャパン(株) 東京都千代田区丸の内1-8-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	_	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/13	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ブラックロック・ジャパン(株) 東京都千代田区丸の内1-8-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/13	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ブラックロック・ジャパン(株) 東京都千代田区丸の内1-8-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	_	-	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/13	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ブラックロック・ジャパン(株) 東京都千代田区丸の内1-8-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	_	_	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・ジャパン(株) 東京都港区虎ノ門1-2-8 (リーカル・アント・・ジェネラル・インヘ、ストメント・マネシ、メント・リミテット、)	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	_	_	-	-	_	_	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結	契約の相手方の商号又は名称及び住所 (再委託先等名)		予定価格(円)			再就職の 役員の数	公益法人の区分			
		した日 (更新日)		随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由		契約金額(円)	落札率	(人)	公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札• 応募者数	備 考
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・ジャパン(株) 東京都港区虎ノ門1-2-8	続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	-	_	-	-	-	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定
・特定運用信託契約・投資一任契約(外国株式パッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 植田栄治 東京都港区虎ノ門1-23-1	2023/4/22	(リーガル・アンド・ジェネラル・インヘ、ストメント・マネジ、メント・リミテット) 日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・ジャパン(株) 東京都港区虎ノ門1-2-8 (リーガル・アンド・ジェネラル・インヘ、ストメント・マネジ、メント・リミテット)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	運用受託機関ごとの運用資 産額が決定していないことか ら、設定していない。	_	_	-	-	_	-	契約金額は、支 払金額につい て別途公表予 定